

国保にご加入の皆さまへお知らせ

平成27年  
1月から

# 高額療養費が変わります!

平成27年1月から、70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が下記のように変更になります。

これにより、今までよりも所得要件が細分化され、みなさんの所得に応じて柔軟な医療費の負担軽減が行われるようになります。

なお、70歳以上の方の自己負担限度額に変更はありません。



## 70歳未満の方の自己負担限度額

平成26年12月まで

平成27年1月から

区分	所得要件	自己負担限度額
A 上位所得者	基礎控除後の所得 600万円超	150,000円+(総医療費- 500,000円)×1% <多数回該当:83,400円>
B 一般所得者	基礎控除後の所得 600万円以下	80,100円+(総医療費- 267,000円)×1% <多数回該当:44,400円>
C 低所得者	住民税 非課税	35,400円 <多数回該当:24,600円>

区分	所得要件	自己負担限度額
ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円+(総医療費- 842,000円)×1% <多数回該当:140,100円>
イ	基礎控除後の所得 600万円超~ 901万円以下	167,400円+(総医療費- 558,000円)×1% <多数回該当:93,000円>
ウ	基礎控除後の所得 210万円超~ 600万円以下	80,100円+(総医療費- 267,000円)×1% <多数回該当:44,400円>
エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円 <多数回該当:44,400円>
オ	住民税非課税	35,400円 <多数回該当:24,600円>

※同一医療機関等における自己負担では上限額を超えない場合でも、同じ月の複数の医療機関等における自己負担(70歳未満の場合は同一医療機関で同じ月に21,000円以上であることが必要です。)を合算することができます。

※多数回該当とは、過去12ヵ月に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の、4回目から適用される限度額です。

### どんな制度? 高額療養費制度

1ヵ月の医療費の自己負担額が、一定の額(自己負担限度額)を超えて高額になったとき、高額療養費としてその超えた分が国保から払い戻される制度です。

自己負担限度額は、70歳未満か70歳~74歳かどうかで異なり、また所得によっても異なります。



70歳~74歳の方の自己負担限度額と高額療養費の払い戻しの受け方については裏面をチェック!

